**平成２１年（フ）第２４５号**
広島県福山市駅家町大字万能倉1015番地１
栗原住宅３号
債務者　時計　和美
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月27日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２１年（フ）第１０８号**
石川県小松市沖町ハ26番地１、従前の住所石川県小松市八幡甲255番地１
債務者　井上　和成
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月14日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

**平成２１年（フ）第１６１号**
秋田県横手市十文字町字曙町10番地１
債務者　小川　桂子
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月21日午後３時
秋田地方裁判所横手支部

**平成２１年（フ）第１０９９号**
東京都八王子市上柚木３丁目19番地１―316
債務者　伊藤佐保里
１　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第６５７号**
静岡市葵区柳町148番地の４
債務者　出雲　美晴
１　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第５３４号**
静岡市駿河区下島272番地の２　サンコーポ202号、旧住所静岡市駿河区中田本町61番５―203号
債務者　津田　一男
１　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第５３５号**
静岡市駿河区下島272番地の２　サンコーポ202号、旧住所静岡市駿河区中田本町61番５―203号
債務者　津田チカ子
１　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第７３８号**
静岡市清水区長崎新田150番地の１　ベルテイナバ107号
債務者　戸田　有香
１　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第７４２号**
静岡市葵区松富１丁目１番９―203号
債務者　山本　秀樹
１　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第７４９号**
静岡県焼津市栄町６丁目14番19号
債務者　甲賀　則子
１　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第７５１号**
静岡市清水区有東坂１丁目228番地の１
債務者　望月　浩二
１　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第７６４号**
静岡市清水区中河内314番地の２
債務者　池ヶ谷　亮
１　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第７６５号**
静岡市清水区中河内314番地の２
債務者　池ヶ谷　歩
１　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第７８３号**
静岡市清水区入船町８番17号
債務者　魚見　直宏
１　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１６０号**
岡山県津山市院庄803番地１
債務者　濵田　順子
１　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月４日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部